

「平均延滞率」及び「上限延滞率」（令和５年度）の公表

令和６年４月
経済産業省
商取引監督課

割賦販売法（昭和３６年法律第１５９号。以下「法」という。）では、過剰与信防止の観点から、認定包括信用購入あつせん業者（法第３０条の５の４第３項）及び登録少額包括信用購入あつせん業者（法第３５条の２の３第１項）に対して、包括支払可能見込額の調査（法第３０条の２）に代えて、各社の与信審査手法により利用者支払可能見込額を算定することを義務づけており、利用者支払い可能見込額の適確な算定のため、延滞率を適切に管理することを求めています。

これらの事業者が当該管理のために使用する指標として、平均延滞率及び上限延滞率を公表いたします。

令和５年度の平均延滞率及び上限延滞率は、以下の通り。

平均延滞率：２．８７％

上限延滞率：６．９９％

なお、平均延滞率及び上限延滞率は、割賦販売法において許容される与信審査手法により発行されたクレジットカード等の延滞情報を基に算定しております。

※平均延滞率及び上限延滞率の定義及び算出方法は別紙を、延滞率の管理に関する事項の詳細は「割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成２１・０９・０８商第４号）をご参照ください。

延滞率について

1. 「延滞率」の定義

(1) 延滞率の定義

○延滞率：B に対する A の割合。

A：B のうち、B に定める時点で延滞（施行規則第 118 条第 2 項第 1 号ロに規定する「支払の遅延」をいう。以下同じ。）している包括信用購入あっせんに係る債務を含むカード等の契約件数

B：一定の時点における包括信用購入あっせんに係る債務が残存するカード等（当該時点において 5 年を超えて延滞が継続する包括信用購入あっせんに係る債務を含むカード等を除く。）の契約件数

(2) 平均延滞率及び上限延滞率算出の利用データ

○平均延滞率及び上限延滞率は、割賦販売法施行規則第 62 条第 1 項第 3 号及び第 68 条の 13 第 1 項第 3 号に基づき、株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法第 35 条の 3 の 36 第 1 項に基づく指定信用情報機関）が保有するクレジットカード契約に関する情報により算出。

2. 平均延滞率及び上限延滞率の定義

平均延滞率	包括信用購入あっせん業者全体のカード等の総契約件数に基づいて算出した延滞率の過去 3 年分※ ¹ の平均値。
上限延滞率	包括信用購入あっせん業者全体から過去延滞率の高い 5% の包括信用購入あっせん業者を除いた場合における各包括信用購入あっせん業者の過去延滞率のうち、最も高い過去延滞率の過去 3 年分※ ² の平均値。

※ 1，※ 2：過去 3 年の 3 月時点の延滞率を平均した値。

○詳細は「割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（以下「審査基準」という）参照。審査基準等、認定包括信用購入あっせん業者、登録少額包括信用購入あっせん業者に関する資料は、経済産業省ホームページ（以下 URL）において公表。

URL：https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/11kappuhanbaiho_u.html